

第6章 地域生活移行の促進

第5章で設定した目標のうち、地域生活への移行促進については、次に掲げる重点施策により、取り組んでいきます。

【重点的な取組】

障害のある人の円滑な地域移行（病院・施設からの退院・退所）を促進するため、自立訓練サービス等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、その地域生活を支える関係者のネットワークの充実を図るほか、手話通訳者等の障害のある人の社会参加を支えるボランティアの人材養成、グループホーム等の居住の場の整備等、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

1 施設入所から地域生活への移行

（1）障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実

障害のある人の地域生活を支えるため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。

また、各地域における相談支援の円滑化や強化等を図るため、相談支援従事者の研修に取り組めます。

（2）グループホーム等の居住基盤整備等の推進

障害のある人本人の意向を尊重し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進するため、その居住の場となるグループホームの整備を促進します。

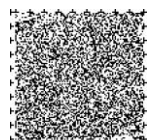
また、グループホームの整備の促進に当たっては、必要とされる地域に適切に配置されるとともに、医療機関や福祉施設等との連携が十分に確保され、適切なサービス提供がなされるよう必要な助言等を行っていきます。

＜共同生活援助（グループホーム）の整備見込量＞

平成25年度 定員数（実績）	平成27年度 定員数（見込）	平成28年度 定員数（見込）	平成29年度 定員数（見込）
1,554 人	1,700 人	1,812 人	1,920 人

※実績及び見込みの数値は各年度3月31日現在

※算定に当たっては、施設運営上必要な空床率については、施設入所支援及びグループホームに係る空床率を勘案して5.0%とし、各年度の利用見込量に1.05を乗じて算出しました。



(3) 障害のある人の社会参加を支える人材の育成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、その社会参加を支える様々な人材の育成を推進します。

※各種の人材育成の見込みについては、第11章：岡山県地域生活支援事業の実施の章を参照

(4) 基幹相談支援センターにおける総合的な相談業務の実施

障害のある人からの相談に対する総合的な相談支援業務を行うとともに、成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センターの設置を進めます。

同センターは、市町村から委託を受けた相談支援事業者が設置するもので、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成なども行います。

さらに、市町村の設置する地域自立支援協議会の運営委託を受けて、地域の関係機関のネットワーク化を担当したり、市町村障害者虐待防止センターを兼ねて、通報の受理や相談等の虐待防止の業務を行うこともあります。

2 精神障害のある人の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、精神保健福祉センター及び保健所・支所において関係機関との連携の下、以下の事業に取り組んでいきます。

(1) 精神障害者地域移行と地域定着支援の体制整備

医療従事者、福祉関係者、当事者団体関係者、行政関係者等で構成される地域移行推進検討委員会を設置し、効果的な地域移行支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、地域体制整備コーディネーターの配置、ピアサポートの活用等を通じて、精神障害のある人の地域移行・地域定着を推進します。

また、精神科病院と地域援助事業者等との連携の強化、入院患者の退院意欲喚起のための環境整備を促進します。

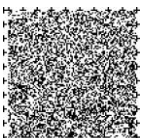
(2) 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）の充実

治療継続が困難な精神障害のある人などを対象に、必要な支援を適切に提供するため、医療と保健福祉等の多職種スタッフから構成されるアウトリーチチームによる包括的な支援を推進します。

(3) 精神障害のある人の地域生活支援

地域で暮らす精神障害のある人を支援するため、24時間対応の電話相談事業を実施し、地域生活の不安をやわらげるとともに、短期間宿泊できる「ホステル」を運営し、再入院防止のための休息の場を提供します。

また、入院中の精神障害のある人の地域移行を支援するため、一定期間、試験外泊のための部屋を提供します。



(4) 家族への支援

精神障害のある人の地域移行・地域定着のためには家族の果たす役割が大きいことから、家族の抱える問題などに関する研修や家族会活動への支援等を実施します。

また、精神障害のある人の家族に対して、精神障害に関する正しい知識や情報を共有して同じ立場で相談を受けるための研修を実施している家族会とも連携して、家族に対する支援の充実を図ります。

(5) その他

関係者の資質の向上のための研修会の開催、病院等へのピアサポーターの派遣、住まいを確保するための賃貸保証に係る経費の補助等の事業を実施し、精神障害のある人の地域移行及び地域定着を支援します。

3 その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組

(1) 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者約2万人を数える大災害となりました。

本県においても、地震や津波等の災害から人命を守ることを最優先に、避難対策や防災危機管理体制を強化する必要があります。

このため、高齢者や障害のある人など要配慮者を支援する福祉避難所の設置を促進するほか、専門的人材の確保や医薬品・生活必需品等の備蓄を行うとともに、要援護者マップの作成や見守りネットワークの構築など、平素から日常的な支え合い活動の体制づくりを進めます。

また、災害時の福祉避難所における障害のある人に対する相談については、各地域の相談支援事業所や、障害のある人の支援団体等と連携を図りながら、適切な支援を行うための体制を整備します。

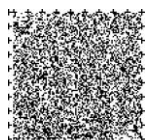
なお、緊急時における優先度が高い難病患者等については、各保健所において、災害時要援護者リストを作成し、各市町村とも情報共有して連携を図りながら、引き続き、体制整備に努めてまいります。

<晴れの国おかやま生き生きプラン（指標）>

○福祉避難所指定済み市町村

現況値 23市町村 → 平成28年度目標値 全市町村

（平成26年7月1日現在）



(2) 発達障害のある人への支援

① 発達障害の正しい理解の促進

発達障害のある人が社会の中で安定して暮らすためには、発達障害への正しい理解が必要であることから、県民の発達障害の理解が促進されるよう、世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間における取組をはじめ、関係機関や関係団体等と協働し、普及啓発を行います。

② 発達障害のある人への支援体制の整備促進

ア 県発達障害者支援体制検討委員会の設置

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、学識経験者、親の会等で構成する岡山県発達障害者支援体制検討委員会を設置し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図ります。また、同委員会の下部組織として、実務者からなるワーキンググループを設置し、具体的な施策の立案に向けた検討を行います。

イ 県発達障害者支援センターの設置と機能強化

県南、県北に各1箇所設置している「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族への相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援の充実を図ります。

また、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所及び医療機関等との連携、市町村支援に係るバックアップ等、機能の充実を図ります。

ウ 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で支援を受けることができるよう、県内全ての市町村において、発達障害者支援コーディネーターの配置により、相談支援や関係機関のコーディネート等を行うことのできる支援体制の整備を目指します。

また、平成23年度に開設された岡山市発達障害者支援センターと連携し、県内の支援体制の一体化を図ります。

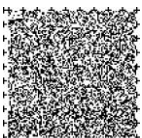
エ 家族支援体制の整備

発達障害のある人の保護者で所定の養成研修を修了したペアレントメンター（信頼できる相談相手）登録者を研修等の活動に派遣し、同じ保護者の立場で相談を受けること等により、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の充実を図ります。

③ 発達障害のある人のトータルライフ支援

ア 早期からの支援

県保健所では、市町村が行う1歳6か月児健診や3歳児健診等母子保健事業において把握した発達障害の疑いがある児に対し、専門的な相談の場を設けて、子どもの特性に合わせた育児ができるよう支援を行うとともに、市町村保健師等が中心で行う家庭訪問や親子教室等を通じた保護者も含めた継続的な相談や療育等への技術的支援を行います。



また、県発達障害者支援センター、市町村発達障害者支援コーディネーターを核として、県と市町村の保健と福祉が連携して情報を共有し、継続的な支援を提供できる体制の整備に取り組み、必要とする支援を保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等関係機関が提供できるよう連携を図ります。

イ トータルライフ支援

発達障害のある人への支援は、乳幼児期から成人期まで一貫した方針の下、診断や手帳取得の有無に関わらず、その人の状態やニーズなどに適した支援方針が提供されなければなりません。

そのためには、支援者が本人と家族の全体的な状況を総合的に理解し、専門分野だけでなく、問題を広く見渡すことのできる広範な視野を持ち、他の専門分野の支援者と多職種連携することが大切です。

このことから、就学期における幼稚園・保育所から小学校への情報の適切な引継ぎに係る関係機関の連携強化など、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた切れ目のない支援体制のモデルを提示し、県内市町村への普及を図ります。

また、発達障害のある児童の保育については、保育士を対象に子どもの発達の課題や特性を理解して正しい支援が行えるよう実務研修を実施し、臨機応変に対応できる実践力の向上を図るとともに、放課後児童クラブにおいて、発達障害を含む障害のある子どもを専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、地域の実情に応じて必要な支援をしていきます。

さらに、発達障害ある人の就労支援として、県発達障害者支援センターで、就労相談等を行うとともに、障害者就業・生活支援センターで、障害のある人に寄り添った生活面や職場でのきめ細かな支援を行うほか、岡山労働局や岡山障害者職業センターが行う就労支援事業等とも緊密に連携し、手帳取得の有無に関わらず発達障害のある人の就労を支援していきます。

ウ 様々なニーズに対応できる幅広い人材の育成

それぞれの職種や職域ごとの研修会等を修了し、発達障害のある人への支援に携わっている専門職を「岡山県発達障害者支援キーパーソン」として県で登録し、多職種連携の支援、個々のスキルアップ機会の提供、それぞれの分野の実践場面における県発達障害者支援センター等による専門的なアドバイスの提供など、発達障害のある人のトータルライフを支える人材をサポートするとともに、地域における支援体制の充実など幅広い活用を図ります。

<晴れの国おかやま生き生きプラン（生き生き指標）>

○発達障害者支援キーパーソン登録者数

（市町村発達障害者支援コーディネーターやペアレントメンターなど、発達障害者の支援についての知識や経験を有し、専門的な支援に携わる人材として登録している人数）

現況値 46人 → 平成28年度目標値 300人

